端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BA$_n$　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（起債対象経費の 75%を上限とした額）

BB$_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01093
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01520

BB$_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00037
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00040

BB$_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00062
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00065

BB$_{令3}$　ア　令和 3 年度市場公募都市に係るもの　0.00080
イ　令和 3 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00093

BC$_n$　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BD$_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0108
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0151

BD$_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.01093
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01520

BD$_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00037
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00040

BD$_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00062
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00065

端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と 0.58 との合計数とする。ただし当該合計数が、0.420 に満たないときは 0.420 とし、0.500 を超えるときは 0.500 とする。

BK$_n$　公共施設等適正管理推進事業のうち、市町村役場緊急保全事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額（起債対象経費の 75%を上限とした額）

BL$_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00066
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00059

BL$_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00037
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00040

BL$_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00062
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00065

BM$_n$　まち・ひと・しごと創生交付金事業に係る経費に充てるため n 年度において発行について同意又は許可を得た地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

BN$_{29}$　ア　平成 29 年度市場公募都市に係るもの　0.0109
イ　平成 29 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0152

BN$_{30}$　ア　平成 30 年度市場公募都市に係るもの　0.00066
イ　平成 30 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00059

BN$_{令元}$　ア　令和元年度市場公募都市に係るもの　0.00037
イ　令和元年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00040

BN$_{令2}$　ア　令和 2 年度市場公募都市に係るもの　0.00062
イ　令和 2 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.00065